

令和 8 年第 2 回定例会議案説明資料

- 1 議案第 7 5 号 専決処分について
(千葉県市税条例の一部改正 (令和 8 年 3 月 3 1 日)) …… P 2
- 2 議案第 7 6 号 令和 8 年度千葉県一般会計補正予算 (第 1 号) …………… P 1 1
- 3 議案第 7 7 号 千葉県市税条例の一部改正について …………… P 1 2

議案第75号 専決処分について(千葉市市税条例の一部改正)

(令和8年3月31日)

1 趣旨

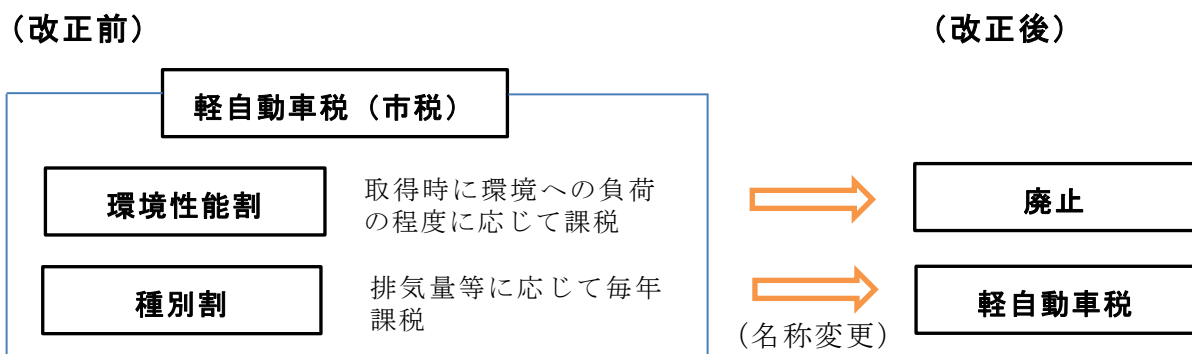
地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号。以下「改正法」という。）により、軽自動車税環境性能割が廃止されたことから、専決処分により市税条例の改正を行ったものである。

2 専決処分を行った理由

改正法の公布日が令和8年3月31日であったことから、市税条例の改正には時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項に基づき、同日の専決処分により対応したものである。

3 改正内容

(1) 軽自動車税の改正概要



ア 地方税法の改正内容（令和8年4月1日施行）

国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和7年度末をもって環境性能割を廃止する。

イ 市税条例の改正内容

軽自動車税の環境性能割を廃止する。

軽自動車税種別割を軽自動車税に名称変更する。

(2) 本市への影響額

約7億8千万円の減額（地方特例交付金により減額分は満額措置）

千葉市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

千葉市長 神 谷 俊 一

千葉市条例第 3 1 号

千葉市市税条例の一部を改正する条例

千葉市市税条例（昭和 4 9 年千葉市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(納税証明事項)</p> <p>第 8 条 地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 9 第 2 号に掲げる事項は、道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 5 9 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合において、その旨とする。</p> <p>(軽自動車税の納税義務者)</p> <p>第 2 8 条 軽自動車税は、<u>3 輪以上の軽自動車に対し、当該 3 輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって</u>、軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び 2 輪の小型自動車をいう。以下同じ。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</p> <p><u>2 前項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者には、法第 4 4 3 条第 2 項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第 2 8 条の 2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、<u>軽自動車税の賦課徴収については</u>、買主を前条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者（以下「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったとき</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第 8 条 地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 9 第 2 号に掲げる事項は、道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 5 9 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合において、その旨とする。</p> <p>(軽自動車税の納税義務者)</p> <p>第 2 8 条 軽自動車税は 、軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び 2 輪の小型自動車をいう。以下同じ。）に対し、当該軽自動車等の所有者に 課する。 [削る]</p> <p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第 2 8 条の 2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には 、買主を 軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったとき</p>

は、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等
(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(環境性能割の課税標準)

第28条の4 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として法第450条に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第28条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第28条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

は、新たに買主となる者を
軽自動車等の所有者とみなして、
軽自動車税を課する。

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

(環境性能割の申告納付)

第28条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、同項の申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、同条第2項の報告書を市長に提出しなければならない。

(種別割 の課税免除)

第29条 [略]

(種別割 の税率)

第30条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割 の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(4) [略]

(種別割 の納期)

第31条 種別割 の納期は、5月16日から同月末日までとする。

(種別割 に関する申告又は報告)

第32条 種別割 の納税義務が発生した者は、その発生した日から15日以内に、**法第463条の19第1項**の申告書にその者の住所を証明すべき書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、**法第463条の19第1項**の申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 種別割 の納税義務が消滅した者は、その消滅した日から30日以内に、**法第463条の19第1項**の申告書を市長に提出しなければならない。

4 [略]

[削る]

(軽自動車税の課税免除)

第29条 [略]

(軽自動車税の税率)

第30条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(4) [略]

(軽自動車税の納期)

第31条 軽自動車税の納期は、5月16日から同月末日までとする。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第32条 軽自動車税の納税義務が発生した者は、その発生した日から15日以内に、**法第452条第1項**の申告書にその者の住所を証明すべき書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、**法第452条第1項**の申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車税の納税義務が消滅した者は、その消滅した日から30日以内に、**法第452条第1項**の申告書を市長に提出しなければならない。

4 [略]

(原動機付自転車等の標識の交付等)

第33条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車(以下本条及び次条において「原動機付自転車等」という。)に係る**種別割**の納税義務が発生した者は、市長に対し前条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

- 2 法第445条若しくは第28条の3又は**法第443条第3項ただし書**の規定によって**種別割**を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。**種別割**を課されるべき原動機付自転車等が**法第445条若しくは第28条の3又は法第443条第3項ただし書**の規定によって**種別割**を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3・4 [略]

- 5 第1項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた後において、当該原動機付自転車等に係る**種別割**の納税義務が消滅した者は、市長に対し前条第3項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識及び証明書を返納しなければならない。

- 6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車等に対して**種別割**が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

7・8 [略]

(不申告に関する過料)

第49条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、それぞれの者に対して10万円以下の過料を科する。

(1) [略]

(原動機付自転車等の標識の交付等)

第33条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車(以下本条及び次条において「原動機付自転車等」という。)に係る**軽自動車税**の納税義務が発生した者は、市長に対し前条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

- 2 法第445条若しくは第28条の3又は**法第443条第2項ただし書**の規定によって**軽自動車税**を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。**軽自動車税**を課されるべき原動機付自転車等が**法第445条若しくは第28条の3又は法第443条第2項ただし書**の規定によって**軽自動車税**を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3・4 [略]

- 5 第1項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた後において、当該原動機付自転車等に係る**軽自動車税**の納税義務が消滅した者は、市長に対し前条第3項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識及び証明書を返納しなければならない。

- 6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車等に対して**軽自動車税**が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

7・8 [略]

(不申告に関する過料)

第49条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、それぞれの者に対して10万円以下の過料を科する。

(1) [略]

(2) 市民税の納税義務者が法第317条の2第1項若しくは第2項若しくは法第328条の7第1項の規定により提出すべき申告書又は第15条第3項若しくは第4項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて提出し、又は申告をしなかった場合、固定資産の所有者が法第383条の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合、現所有者が正当な理由がなくて第26条の3の規定による申告書を同条に規定する期限までに提出しなかった場合、**環境性能割の納税義務者が正当な理由がなくて第28条の7の規定により提出すべき申告書若しくは報告書について同条に規定する期限までに申告し、又は提出しなかった場合、種別割**の納税義務者が第32条の規定により提出すべき申告書若しくは報告書について正当な理由がなくて申告し、又は提出しなかった場合、市内において事業所等を新設し、又は廃止した者及び事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている者が第44条の3の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合、たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて法第473条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合、鉱産税の納税者が正当な事由がなくて第39条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合、特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなくて法第599条第1項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合、事業所税の納税義務者が正当な事由がなくて法第701条の46第1項若しくは法第701条の47第1項又は第44条の2の規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合

2・3 [略]

附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第5条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第3条から第5条まで及び第8

(2) 市民税の納税義務者が法第317条の2第1項若しくは第2項若しくは法第328条の7第1項の規定により提出すべき申告書又は第15条第3項若しくは第4項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて提出し、又は申告をしなかった場合、固定資産の所有者が法第383条の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合、現所有者が正当な理由がなくて第26条の3の規定による申告書を同条に規定する期限までに提出しなかった場合、**軽自動車税**

の納税義務者が第32条の規定により提出すべき申告書若しくは報告書について正当な理由がなくて申告し、又は提出しなかった場合、市内において事業所等を新設し、又は廃止した者及び事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている者が第44条の3の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合、たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて法第473条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合、鉱産税の納税者が正当な事由がなくて第39条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合、特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなくて法第599条第1項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合、事業所税の納税義務者が正当な事由がなくて法第701条の46第1項若しくは法第701条の47第1項又は第44条の2の規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合

2・3 [略]

[削る]

条並びに千葉市証明等手数料条例（昭和22年千葉市条例第15号）第2条第2号の規定にかかわらず、千葉県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第5条の3 市長は、当分の間、第9条の規定にかかわらず、千葉県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

[削る]

（軽自動車税の環境性能割の非課税の特例）

第5条の4 市長は、当分の間、第28条の3の規定にかかわらず、千葉県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

[削る]

（軽自動車税の環境性能割の申告等の特例）

第5条の5 軽自動車税の環境性能割の申告又は報告は、当分の間、第28条の7の規定を除き、自動車税の環境性能割の申告の例により、千葉県知事にしなければならない。この場合において、第28条の7の規定による申告については、同条中「市長」とあるのは、「千葉県知事」とする。

[削る]

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第5条の6 本市は、千葉県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として千葉県に交付する。

[削る]

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第5条の7 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第28条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[削る]

第1号	100分の1	100分の0・5
第2号	100分の	100分の

	<u>2</u>	<u>1</u>
第3号	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>
	<u>3</u>	<u>2</u>

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第28条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第6条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の**法第444条第3項に規定する**車両番号の指定（**次項から第4項まで**において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第30条第2号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第30条第2号の規定の適用については、当該軽自動車が**令和5年4月1日から令和8年3月31日まで**の間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の**法第446条第1項第3号**に規定するガソリン軽自動車（以下この項**及び次項**において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第30条第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が**令和5年4月1日**から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、**当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分**の軽自動車税の種別割に限り、同号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ（ア）中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

（軽自動車税の税率の特例）

第6条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の**道路運送車両法第60条第1項後段の規定による**車両番号の指定（**次項及び第3項**において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第30条第2号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第30条第2号の規定の適用については、当該軽自動車が**令和7年4月1日から令和10年3月31日まで**の間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の**同項**に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第30条第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が**令和7年4月1日**から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、**令和8年度分**の軽自動車税に限り、同号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ（ア）中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第30条第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同号イ中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ウ（ア）中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

[削る]

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（軽自動車税に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の千葉市市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

~~~~~

#### 議 案 説 明

千葉市市税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、報告するものであります。

【議案第76号】

令和8年度千葉市一般会計補正予算（第1号）

（歳入歳出予算の補正） P1

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,132,647千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ542,832,647千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正） P1

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第2表 地方債補正

変 更 P4

| 起債の目的       | 補正前           | 補正後           |
|-------------|---------------|---------------|
|             | 限度額           | 限度額           |
| 道路橋りょう整備事業費 | 11,167,000 千円 | 11,293,000 千円 |
| 都市計画事業費     | 5,460,000     | 5,872,000     |
| 計           | 37,456,000    | 37,994,000    |

歳入歳出補正予算事項別明細書

（歳入）

（千円）

| 款・項・目・説明           | 補正額     | 充当事業等                         | 予算書P |
|--------------------|---------|-------------------------------|------|
| 款19 国庫支出金 項2 国庫補助金 | 569,597 |                               | P7   |
| 目7 土木費国庫補助金        | 569,597 |                               |      |
| 1 道路整備事業費収入        | 142,572 | ・橋りょう維持事業費                    |      |
| 2 道路交通安全施設整備費収入    | 14,080  | ・交通安全施設整備事業費                  |      |
| 3 街路事業費収入          | 412,945 | ・主要幹線街路整備費<br>・幹線街路整備費        |      |
| 款20 県支出金 項2 県補助金   | 17,550  |                               | P8   |
| 目4 衛生費県補助金         | 17,550  |                               |      |
| 1 不妊対策事業費収入        | 17,550  | ・不妊対策事業費<br>(プレコンセプション検診費用助成) |      |
| 款22 寄附金 項1 寄附金     | 7,500   |                               | P8   |
| 目2 総務費寄附金          | 7,500   |                               |      |
| 1 総務管理費寄附金         | 7,500   | ・親子三代夏祭り負担金                   |      |
| 款26 市債 項1 市債       | 538,000 |                               | P8   |
| 目7 土木債             | 538,000 |                               |      |
| 1 道路交通安全施設整備債      | 10,000  | ・交通安全施設整備事業費                  |      |
| 2 橋りょう新設改良債        | 116,000 | ・橋りょう維持事業費                    |      |
| 3 街路整備債            | 412,000 | ・主要幹線街路整備費<br>・幹線街路整備費        |      |

## 議案第77号 千葉市市税条例の一部改正について

### 1 趣旨

令和8年度税制改正による地方税法の一部改正に伴い、固定資産税及び都市計画税における「わがまち特例」の拡充・延長により、所要の改正を行うほか、規定を整備する。

### 2 改正内容

#### (1) 再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置

ペロブスカイト太陽電池及び洋上風力発電設備に係る特例割合を拡充するなどの重点化を図ったうえで適用期間を3年間延長する。(令和11年3月31日まで)

なお、再生可能エネルギー発電設備の導入を推進することを目的とし、従前から税額の最大減額を適用していることから、本改正においても、引き続き税負担が最小となる割合を採用する。

| 改正前            |                              |                                    |              |
|----------------|------------------------------|------------------------------------|--------------|
| 根拠規定           | 特例割合の範囲                      | 対象設備                               | 市税条例における特例割合 |
| 法附則第15条第25項第1号 | 3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲     | 太陽光発電:1000キロワット未満                  | 2分の1         |
|                |                              | 風力発電:20キロワット以上                     |              |
|                |                              | 地熱発電:1000キロワット未満                   |              |
|                |                              | バイオマス:10000キロワット以上20000キロワット未満     |              |
| 法附則第15条第25項第2号 | 7分の6を参酌して14分の11以上14分の13以下の範囲 | 木質バイオマス発電:10000キロワット以上20000キロワット未満 | 14分の11       |
| 法附則第15条第25項第3号 | 4分の3を参酌して12分の7以上12分の11以下の範囲  | 太陽光発電:1000キロワット以上                  | 12分の7        |
|                |                              | 風力発電:20キロワット未満                     |              |
|                |                              | 水力発電:5000キロワット以上                   |              |
| 法附則第15条第25項第4号 | 2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲     | 水力発電:5000キロワット未満                   | 3分の1         |
|                |                              | 地熱発電:1000キロワット以上                   |              |
|                |                              | バイオマス発電:10000キロワット未満               |              |



| 改正後            |                             |                                                     |              |
|----------------|-----------------------------|-----------------------------------------------------|--------------|
| 根拠規定           | 特例割合の範囲                     | 対象設備                                                | 市税条例における特例割合 |
| 法附則第15条第24項第1号 | 2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲    | 太陽光発電設備のうち、一定の補助を受けた者により製造される次世代型太陽電池(ペロブスカイト太陽光電池) | 3分の1         |
|                |                             | 水力発電:5000キロワット未満                                    |              |
|                |                             | 地熱発電:1000キロワット以上                                    |              |
|                |                             | バイオマス発電:10000キロワット未満                                |              |
| 法附則第15条第24項第2号 | 5分の3を参酌して2分の1以上10分の7以下の範囲   | 風力発電(国の認定を受けた事業者の計画に基づき設置された洋上風力発電)                 | 2分の1         |
| 法附則第15条第24項第3号 | 3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲    | 風力発電(第2号以外のもの)※                                     | 2分の1         |
|                |                             | 地熱発電設備(第1号以外のもの)                                    |              |
| 法附則第15条第24項第4号 | 4分の3を参酌して12分の7以上12分の11以下の範囲 | 水力発電(第1号以外のもの)                                      | 12分の7        |

※港湾占用許可(第2号に係るものを除く。)、地球温暖化対策の推進に関する法律、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づき設置されたもの

## **(2) バリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る特例措置**

これまで地方税法附則で定めていたバリアフリーに係る特例が、法改正に伴い対象施設の範囲、要件を見直し、わがまち特例として新設されたもの。本市においてはこれまで利用実績がなく、現時点において活用状況等を踏まえた制度のあり方を検討する必要があるため、今回は「わがまち特例」としては規定しないこととする。

なお、法改正に伴い改正前の地方税法附則を引用する条文は不要となることからこれを削除し、当該規定の経過措置を講じる。

## **(3) 施行期日** 公布の日

## **(4) その他規定の整備**

地方税法等の一部改正による条項ずれを受け、市税条例において規定の整備を図る。(公布の日施行)

議案第 77 号

千葉市市税条例の一部改正について

千葉市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

千葉市長 神谷俊一

千葉市条例第 号

千葉市市税条例の一部を改正する条例

千葉市市税条例（昭和 49 年千葉市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>附 則<br/>（固定資産税及び都市計画税の課税標準及び税額の特例）<br/>第 5 条 [略]<br/>2・3 [略]<br/>4 法附則第 15 条第 1 4 項本文に規定する条例で定める割合は、5 分の 3 とする。<br/>5 法附則第 15 条第 2 5 項第 1 号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2 分の 1</u> とする。<br/>6 法附則第 15 条第 2 5 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>1 4 分の 1 1</u> とする。<br/>7 法附則第 15 条第 2 5 項第 3 号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>1 2 分の 7</u> とする。<br/>8 法附則第 15 条第 2 5 項第 4 号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3 分の 1</u> とする。<br/>9 法附則第 15 条第 2 8 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。<br/>10 法附則第 15 条第 3 2 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。<br/>11 法附則第 15 条第 3 7 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。<br/>12 法附則第 15 条第 4 0 項に規定する条例で定</p> | <p>附 則<br/>（固定資産税及び都市計画税の課税標準及び税額の特例）<br/>第 5 条 [略]<br/>2・3 [略]<br/>4 法附則第 15 条第 1 3 項本文に規定する条例で定める割合は、5 分の 3 とする。<br/>5 法附則第 15 条第 2 4 項第 1 号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3 分の 1</u> とする。<br/>6 法附則第 15 条第 2 4 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2 分の 1</u> とする。<br/>7 法附則第 15 条第 2 4 項第 3 号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2 分の 1</u> とする。<br/>8 法附則第 15 条第 2 4 項第 4 号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>1 2 分の 7</u> とする。<br/>9 法附則第 15 条第 2 7 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。<br/>10 法附則第 15 条第 3 1 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。<br/>11 法附則第 15 条第 3 6 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。<br/>12 法附則第 15 条第 3 9 項に規定する条例で定</p> |

める割合は、3分の1とする。  
13・14 [略]

(改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税及び都市計画税の減額)

第9条の3 法附則第15条の11第1項に規定する改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事（以下この条において「利便性等向上改修工事」という。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項の通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に掲げる劇場若しくは演芸場又は同条第4号に掲げる集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、当該申告書を3月以内に提出することができなかった理由

める割合は、3分の1とする。  
13・14 [略]

[削る]

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第2条 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号。以

下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第3条 この条例による改正前の附則第9条の3の規定は、改正法附則第14条第14項及び附則第17条第5項の規定により、なお従前の例によることとされるこれらの項に規定する改修実演芸術公演施設の固定資産税及び都市計画税に係る旧法附則第15条の11第1項の規定の適用を受けようとする者の申告書及び書類の提出については、なおその効力を有する。

~~~~~

議 案 説 明

地方税法の一部改正に伴い、わがまち特例による固定資産税の課税標準の特例割合を改めるため、条例の一部を改正しようとするものがあります。